

日南市未来共創アクション支援事業補助金交付要綱

令和8年5月14日

日南市告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、日南市重点戦略プラン2025のコンセプトである「創る。挑む。」に基づき、次条に規定する高校生等と民間企業等が対等なパートナーとして連携し、地域課題の解決又は地域活性化に資するプロジェクト（以下「共創プロジェクト」という。）を支援することにより、未来に向けた豊かな地域社会の形成に資することを目的とし、日南市未来共創アクション支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 市内に所在する高等学校・特別支援学校（高等部）に在籍する生徒及び市内に住所を有し、市外の高等学校・支援学校に在籍する生徒をいう。
- (2) 民間企業等 市内に事業所等を有するもの及び地域団体をいう。
- (3) 共創グループ 高校生等及び民間企業等の5人以上で構成され、本事業を共同で実施する団体をいい、高校生等の熱意と、民間企業等の専門性や資源を融合させ、互いの成長を目指すことを基本として活動するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第3号に定める共創グループとする。ただし、代表者は、当該共創グループの運営及び補助金の管理について一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者
- (2) 選挙活動、政治的活動、宗教活動を目的とする団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、共創グループが行う共

創プロジェクトとする。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に直接要する経費とし、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、1 共創グループにつき 10 万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の交付は、同一年度内において 1 共創グループにつき 1 回限りとする。
- 3 補助事業の実施に伴い、参加料、販売収益、その他の収益が生じたときは、当該収益を補助事業に要する経費に全額充当しなければならない。
- 4 前項の規定による充当を行ってもなお、余剰金が生じた場合は、市長は交付した補助金の額を限度として、当該余剰金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする共創グループの代表者（以下「申請者」という。）は、未来共創アクション支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 共創グループ構成員名簿

(交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けた場合は、別に定める審査基準に基づき、当該申請に係る書類の内容を総合的に審査し、適当と認めるときは、日南市未来共創アクション支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 審査に当たっては、プロジェクトの新規性、地域への貢献度、及び高校生等の主体性を重視するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定グループ」という。）が、補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、補助事業交付申請取下げ書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

(報告)

第 10 条 交付決定を受けた共創グループ（以下、「交付決定グループ」という。）は、第 8 条の規定により交付決定を受けた補助事業が事業実施期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（任意様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定グループに対し、補助事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

(変更等の申請)

第 11 条 交付決定グループは、次の各号のいずれかの変更等をするときは、あらかじめ日南市未来共創アクション支援事業補助金事業変更（中止）承認申請書（別記様式第 5 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の名称、事業内容及び実施期間等の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業に要する経費の 30%以内の額の減少である場合

イ 補助事業に要する経費の各項目相互間の 30%以内の変更である場合

ウ 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その承認について条件を付すことができる。

(変更等の承認及び通知)

第 12 条 市長は、前条に規定する申請を承認したときは、日南市未来共創アクション支援事業補助金事業変更（中止）承認通知書（別記様式第 6 号）により当該交付決定グループに通知するものとする。

(実績報告及び成果発表)

第 13 条 交付決定グループは、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日経過した日又は当該年度の翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに日南市未来共創アクション支援事業実績報告書（別記様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第 8 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 3 号）

(3) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し

(4) 活動の様子がわかる写真又は成果物

- 2 交付決定グループは、市が開催する「未来共創報告会」において、活動成果の発表を行わなければならない。
- 3 市は、前項の報告会等を通じて、共創グループによる活動の内容及び成果を広く市民に発信することにより、多様な主体が連携して新たな価値を共に創り出す機運を醸成するとともに、地域社会における挑戦の重要性について市民の理解と関心を深めるための広報を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定グループから実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査し、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日南市未来共創アクション支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第 9 号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

- 第 15 条 前条に規定する補助金の確定通知を受けた交付決定グループが補助金の請求をするときは、日南市未来共創アクション支援事業補助金請求書（別記様式第 10 号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、確定した補助金額を交付する。

(補助金の概算払等)

- 第 16 条 市長は、補助事業の完了前に補助金の概算払をすることを適当と認めるときは、当該補助事業にかかる額が確定する前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする交付決定グループは、補助金の交付決定後に、日南市未来共創アクション支援事業補助金概算払交付請求書（別記様式第 11 号）に、当該請求に係る明細書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を概算払することを決定したときは、日南市未来共創アクション支援事業補助金概算払交付決定通知書（別記様式第 12 号）により、当該交付決定グループに通知するとともに、速やかに補助金を概算払するものとする。
 - 4 補助金の概算払を受けた交付決定グループは、第 14 条に規定する補助金の額の確定通知書受領後、速やかに日南市未来共創アクション支援事業補助金精算書（別記様式第 13 号）を市長に提出し、補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、交付決定グループが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱及び日南市補助金等交付規則に基づく規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第 14 条に定める補助金の交付額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、第 14 条の規定により交付決定グループに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその超えた額の返還を命じなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に交付決定を受けた補助金に係る第 10 条、第 14 条、第 15 条及び第 18 条の規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

費目	内容の例
報償費	外部講師等への謝礼（グループ構成員を除く）
旅費	調査活動、視察等に要する交通費
需用費	消耗品費（材料費、試作費）、印刷製本費、燃料費
役務費	郵便料、広告宣伝費、保険料
使用料・賃借料	会場使用料、機材レンタル料
備品購入費	補助事業に直接必要であり、かつ汎用性の低い物品の購入費
次に掲げるものは、補助対象経費から除く。	
(1) 個人の資産形成に係る経費	
(2) 支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費	
(3) 交際費、食糧費に該当する経費	
(4) プロジェクト終了後も継続的に使用することを目的とした物品等の購入費	
(5) 補助事業の実施期間外に要した経費	
(6) 民間企業等の管理運営に係る経費	